

[問合先 税務課町民税係 ☎42-6605]

# 税金確定申告

お早めに!

区分	申告と納付期限
所得税	2月18日(月)～3月17日(月)
贈与税	2月1日(金)～3月17日(月)
個人事業者の消費税	3月31日(月)まで

●所得税の申告書は「確定申告の手引き」に沿って記入すると、所得や税額が簡単にできるようになっています。「手引き」は、税務署、役場にありませぬ。

●住民税の申告書と手引書は、広報2月号の折込で配布しています。申告書が足りない場合は、役場本庁税務課、総合支所総務課に準備しています。提出期限は3月17日(月)です。

●介護保険の要介護認定者(要支援は除く)は、障害者控除に当てはまる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な人は介護保険証と印鑑をお持ちになつて、福祉課(めくぼーる健康福祉館)で申請してください。

※国民年金を支払っている人は、必ず「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

を添付して申告してください。紛失したときは南福岡社会保険事務所(☎092-552-6128)へお尋ねください。

**申告が必要な人**

- 給与所得者で勤務先から給与支払報告書の提出がない人(パートなど)
- 給与所得以外に所得があった人(地代、家賃、配当、農業など)
- 年金、恩給(雑所得)を受給している人
- 生命保険などの満期一時金をもらった人
- 平成19年中に退職した人で、年末調整を受けていない人
- 医療費控除や住宅取得控除などを受けようとする人

・所得税から住宅ローン控除額を引けなかった人(把握している人へは通知済)

《アルバイト・パート・内職の申告》

申告は、全ての所得について申告しなければなりません。近年申告もれが多いため、甘木税務署の追跡調査で、所得税を追加徴収される人が増えています。税金がかかる場合でも、扶養控除に当てはまることもありませぬので、確定申告または住民税の申告を正しく行ってください。

《農業所得申告》

農地に作付けしている人、農地を貸している人は、白色申告となり収支内訳書の提出が必要です。作成した収支内訳書をお持ちください。

《年金所得者》

所得金額や所得控除額によっては確定申告が必要な場合があります。

《還付申告》

所得税の年税額と既納税額の差額(納め過ぎになっている税額)は税務署から払い戻しを受けることができます。この払い戻しを受けるためには、確定申告をしなければなりません。次のような場合は還付されることがあります。

- ①民間の金融機関や住宅金融公庫などから住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき(住宅取得控除)。
- ②火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき(雑損控除)。
- ③病院への通院、入院や出産などで多額の医療費を支払ったとき(医療費控除)。
- ④勤めを年の途中で辞めて再就職していない人で、年末調整をうけていないとき。

日程	申告対象地区	会場
2/18(月)	大塚・弥永・依井	女性センター 2階 住民ホール
19(火)	依井二・山隈	
20(水)	高田・新町・久光	
21(木)	野町・原地蔵・南高田	
22(金)	栗田・森山・朝園	
25(月)	当所・上高場・高上・大久保	コスモスプラザ 2階 会議室1～3
26(火)	榎木・三箇山・黒岩・小路・勝山・陣高・一八・畑嶋・長者町・玉虫・坂根・上曾根田・下曾根田・三牟田・砥上	
27(水)	吹田・西田・赤坂・松延本村・松延新道・石櫃	
28(木)	中牟田町・中牟田村・下原・朝日東	
29(金)	朝日西・二	
3/3(月)	篠隈・篠隈新道	
4(火)	丸町・東小田上・東小田下・四三嶋	
5(水)	福島・安野	
6(木)	下高場	
7(金)	全地区受付(土・日は除く)	
17(月)		

※2月20日(主に営業)と、28日(主に土地・家屋の譲渡)は甘木税務署員も相談を受け付けします。地区の割り振り日にかかわらず、この日におこしください。※青色申告・譲渡(土地、株など)・住宅取得控除の人は直接甘木税務署(☎22-2720)へ提出してください。

注意!

**国民健康保険加入者は収入がなくても必ず申告を!!**

国民健康保険の納税義務者である世帯主およびその世帯に属する被保険者(加入者)は、国民保険の算定や、軽減の判定などのため所得の申告が必要となります。

申告が必要な人

- 国民健康保険に加入している人(収入の有無にかかわらず必ず申告してください。)
- 申告が必要ない人
- ①所得税の確定申告や、町県民税の申告をした人
- ②勤務先から役場に給与の支払報告がされている人
- ③社会保険庁などから年金の支払報告がされている人

国保世帯の中で所得が分からない人がいると、正しい国保税の計算が出来ないばかりか、軽減(所得が一定以下の人が受けられる国保税の減額)判定ができなくなり、不利益となる場合もあります。必ず3月17日までに申告をしてください。

[問合先 教育課学校教育係 ☎22-3385]

ご相談ください

**小・中学生就学援助制度**

小学校・中学校に在学中の児童生徒で、経済的な理由により就学が困難と認められる家庭の保護者に対して、就学援助制度を設けています。希望される人は、ご相談ください。

**補助対象者の認定基準**

- 前年度または当該年度に、①生活保護の停止または廃止
- ②町民税の非課税および減免
- ③国民年金保険料の減免
- ④児童扶養手当の受給

のいずれかの措置を受けた人

- 右記以外で次のいずれかに当てはまる人
- ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人
- ②経済的な理由により欠席日数が多い児童生徒の保護者
- ③学用品費、通学用品費などに不自由しているなど、生活状態がきわめて悪いと認められる人

**援助内容** 学用品費、学校給食費、修学旅行費、入学支度金など

**申請手続** 教育課にある申請書類に必要事項を記入・押印し、**地区担当の民生委員**に経済的な事情などを説明の上、提出してください。(守秘義務がありますので、心配されずにお話しください)

**申請×切** 2月15日(金)

**提出先** 各地区担当の民生委員

[問合先 住民課年金係 ☎42-6606]

ねんきん特別便住所変更や訂正は届出を

**ねんきん特別便**

住所変更の届出がお済みでない人は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、次の手続先で手続きをお願いします。

- 国民年金第1号被保険者
- お住まいの市区町村役場の窓口
- 厚生年金加入者/国民年金第3号被保険者
- 厚生年金加入者の勤務先の社会保険担当者
- 年金受給者

↓お近くの**社会保険事務所**

●結び付く可能性のある記録を探すためにも、お持ちの古い年金手帳を確認されて、氏名変更の届出がお済みでない人は、変更の届出をお急ぎください。

●「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがないか十分にご確認ください。訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

ねんきん特別便への問合先

ねんきん特別便専用ダイヤル

☎0570-058-555

※市内通話料で可。携帯電話も可。

※IP電話・PHSからは

☎03-6700-1144へ

**受付時間** 月～金曜 9時～20時

(第2土曜日および3月9日(日)は9時～17時)

※オンラインの稼働時間によっては、回答が翌日以降になることがありますので、ご了承ください。

「ねんきん特別便」巡回相談

年金受給者で、訂正がある場合は、社会保険事務所でも手続きをする必要があります。まだお済みでない人は、次のとおり社会保険事務所職員による巡回相談をご利用ください。

**日時** 2月13日(水)・27日(水) 10時～15時

**会場** 朝倉商工会議所(朝倉市甘木955-1 NTT前)

**お持ちになるもの** ・お手元に届いた「ねんきん特別便」書類一式

・年金手帳 ・受給者は年金証書

・認印 ・ご本人以外の場合「委任状」と、来られる人の身分証(保険証や運転免許証など)